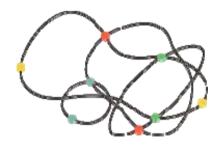
シェアリングエコノミー協会 (** 30.10.24) の取り組みについて

一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 上田祐司

(株式会社ガイアックス 代表執行役社長CEO)



一般社団法人

シェアリング エコJミー協会

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

http://sharing-economy.jp お問い合わせ:info@sharing-economy.jp

電話番号:03-5759-0306

所在地:東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRID

設立:2016年1月15日

代表理事:

上田祐司(株式会社ガイアックス 代表執行役社長 CEO) 重松大輔(株式会社スペースマーケット 代表取締役 CEO) 理事:



甲田恵子(株式会社AsMama 代表取締役社長 CEO)

角田千佳(株式会社エニタイムズ 代表取締役社長 CEO)

南章行(株式会社ココナラ 代表取締役)

吉田浩一郎(株式会社クラウドワークス 代表取締役社長 CEO)

中山亮太郎 (株式会社サイバーエージェント・クラウドファンディング代表取締役) アドバイザー:

鈴木敦子(NPO法人ETIC. 理事兼事務局長) 佐々木俊尚(IT ジャーナリスト)

活動目的



すべての人が様々なカタチで、 経済行為に参加できる社会の実現



新しい経済行為を活性化させ、 日本経済全体の発展に寄与すること



プラットフォーム事業者の健全なる ビジネス環境と利用者保護体制の整備

270社の会員企業



SHARING SOCIETY

個人主役の経済へ。



日本経済は、大企業中心の設計だった。

教育、働き方、人生設計、まちづくりまであらゆる物事が、"大企業"という論理構造から逆算され、作られてきた。多くの日本人が、 そのピラミッドの中で生きてきた。

しかし、これほどモノや情報が溢れ、技術革新が起こる時代に、その仕組みは賞味期限が切れている。もっと他のやり方がある。 その事実に、私たちは気づいている。

そこで生まれたのが、シェア。

シェアリングエコノミーというのは、これまでの延長にあるビジネストレンドではなく、経済の主役を変えるパラダイムシフトなのだ。

大企業中心の経済から、個人中心の経済へ。

シェアという発想が個人と個人をつなぎ、国、地域、NPO、企業、大学などが垣根を越えて、

一人ひとりが主役になれる社会をつくっていく。

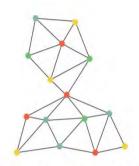
そんな"シェアリングソサエティ"こそが、次なる日本経済のコンセプトだと私たちは信じている

これからは個人をエンパワーメントする組織だけが生き残り、経済は画一的なものではなく、もっと関わる人の血が通った、手触りのあるものが、人や地域の数だけ生まれていく。

新しい時代の主役は、"誰か"ではない。

すべては、あなたのアクションから始まるのだ。

シェアワーカーをサポートする個人会員制度を新設



SHARING NEIGHBORS

シェアワーカーのためのスキルアップ機会、保険や福利厚生などをカバーする「SHARING Benefit(シェアリングベネフィット)」の提供、および制度改正や法整備等にシェアワーカーの意見や要望を社会に発信を目的とした個人会員制度を新設



2018年9月7日_設立記者会見





官民連携した安全対策への取り組み

シェアリングエコノミー認証マークの付与

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書(2016年11月に内閣官房IT総合戦略室が発表)のモデルガイドラインをもとに、政府による法規制と民間の自主規制を組み合わせたハイブリッドなルールを策定(現在20サービスを認証)





認証一覧: TABICA、スペースマーケット、Uber、ランサーズ、タスカジ、アズママ、ANYTIMES、 ココナラ、iRepairs Lab、Spacee、Crowd Care、クラウドワークス、notteco、かじなび、ecbo cloak、UberEATS、7 KANTE、Makuake、キズナシッター、軒先パーキング

トラブルの内容/対応状況と浮かび上がる課題



トラブル発生時の対応、窓口の種類(チャット、電話、メール)、対応までの時間



保険制度の拡充



業界全体の底上げ(ノウハウ・ベストプラクティスの共有等)、本人確認と利用のためのハードルのバランス

シェアリングエコノミー認証制度とは

シェアリングエコノミー認証マークの付与

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書(2016年11月に内閣官房IT総合戦略室が発表)のモデルガイドラインをもとに、<u>政府による規制枠組みと民間の自主規制を組み合わせたハイブリッドなルール</u>を策定。

認証マークは、シェアリングエコノミー未経験者の不安を取り除き、シェアサービスを1回でも利用してもらうことを目的とし、外部有識者を含む委員会によるサービスの認証を通じて、安全性及び信頼性の確保に真摯に取り組んでいるプラットフォーム事業者を明らかにすると同時に、その取り組みをベストプラクティスとして規範化して各サービスの質を向上させることを目的とする。

認証マーク取得のメリット

- A.他のシェアサービスとの**差別化**
- B.保険料の割引 (最大60%OFF) の適用
- **C.自治体連携**の円滑化
- D.海外展開への寄与(今後、日本の認証基準が国際標準になるよう国際会議の場で積極的にPRする予定)



シェアリングエコノミーに関係する 個別取引の関係法令

シェア形態	主な関連法令				
自動車(ライドシェア)	道路運送法 自動車損害賠償保障法 旅客自動車運送事業運輸規則				
自動車(貨物運搬シェア)	貨物自動車運送事業法 自動車損害賠償保障法				
自動車(カーシェア)	道路運送法 自動車損害賠償保障法 道路運送車両法				
宿泊所(自宅の一部)	旅館業法 旅行業法				
別荘	旅館業法 旅行業法				
労働力	労働者派遣法				
料理	食品衛生法				
観光ガイド	通訳案内士法 道路運送法 旅行業法				
資金	貸金業法				

シェアリングエコノミー検討会議・ 認証制度創設の背景

日本の現状

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェア リングエコノミーの認知度や利用率が総じて低い。

背景•理由

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見・考えが浸透(40~50%)している。 「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えている。

課題

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度を向上させなければならない。

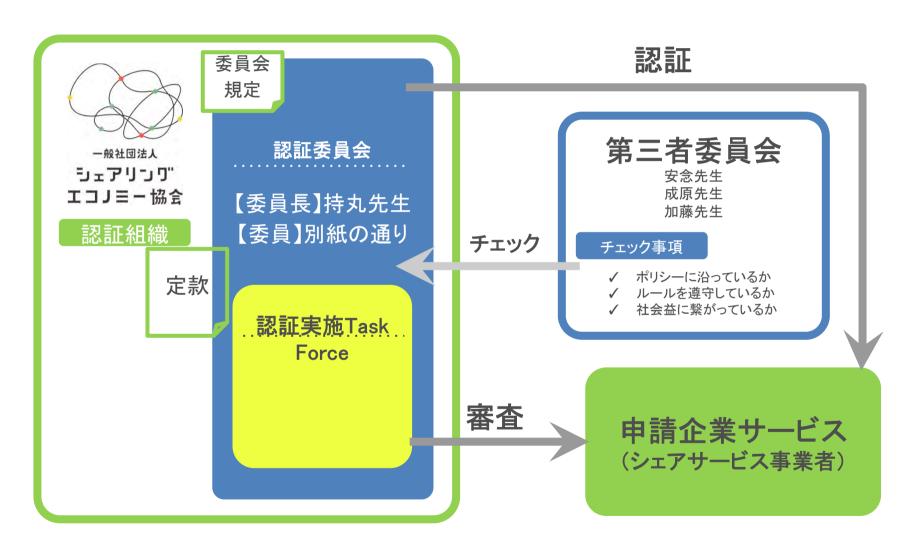
※『平成28年版情報通信白書』、PwC「国内シェアリング エコノミーに関する意識調査 2017」の調査結果を参照

消費者の意識

(平成28年版情報通信白書より引用)

			企業 が 責任 を もって提供する サービスの方が 信頼できるから	利用者の口コミ によるサービス 評価には限界が あると思うから	事故やトラブル 時の対応に不安 があるから	サービスの内容 や使い方がわか りにくそうだか ら	個人情報の事前 登録などの手続 がわずらわしい から	この中にはない	n
	日本2015年	利用意向なし	23.2	9.2	61.1	20.2	30.7	-	1473
	日本2016年	利用意向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	680
		利用意向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	320
	米国2016年	শ্যানাজাপ্রক ত	33.0	9.0	32.3	7.0	5.4	45.1	401
		利用意向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	539
	英国2016年	利用意向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	567
_		利用意向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	433
氏泊	ドイツ2016年	利用意向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	567
民泊サービス		利用意向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	433
	韓国2016年	利用意向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	225
		利用意向あり	36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	775
	中国2016年	利用意向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	164
		利用意向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	836
	オーストラリア 2016年	利用意向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	529
		利用意向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	471
	インド2016年	利用意向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	167
		利用意向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	833
目的地まで移動できるサーー般のドライバーの自家用	日本2015年	利用意向なし	21.1	9.1	64.0	17.6	27.9	_	1543
	日本2016年	利用意向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	683
		利用意向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	317
	米国2016年	利用息回なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	4//
		利用意向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	523
	英国2016年	利用意向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	584
		利用意向あり	25.2	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	416
	ドイツ2016年	利用意向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	623
		利用意向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	377
	韓国2016年	利用意向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	286
用		利用意向あり	24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	714
E	中国2016年	利用意向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	142
で車に乗っ		利用意向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	858
~	オーストラリア 2016年	利用意向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	519
		利用意向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	481
	インド2016年	利用意向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	153
		利用意向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	847

認証制度の運用体制



ア登録事項

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (本人確認) 本人確認を行うこと(公的身分証明 証・金融/携帯電話の個別番号等) 【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (本人確認)

本人確認を行うこと(公的身分証明証・金融/携帯電話の個別番号等)。

☑ (許可等の確認)

サービスの提供において法令に基づく許可 等が必要な場合、サービス提供者に、許可 等を受けたことを証明する書類(電磁的記 録を含む)の提出を求めること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (連絡手段の確保)

連絡手段を確保するため、メールアドレス、電話番号、SNSアカウント、住所・氏名のいずれかを登録させること。

イ 利用規約等

【安全性が問題になる 場合に要求される追加 事項】

☑ (利用規約の要約) 利用規約において、特に重要な点(安全性・ 適法性に関連する事項等)については、要約 するなど分かりやすい 形式にして、別に表示 すること。 【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (法令等へ抵触するおそれが高い分野の法令遵守)

サービスの態様に応じて、抵触のおそれが高い法令(業法、税法、著作権法等。)を特に明示して遵守させること。

☑ (利用規約の要約)

利用規約において、特に重要な点(安全性・適法性に関連する事項等)については、要約するなど分かりやすい形式にして、別に表示すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑(利用規約の策定)

マッチングプラットフォームを利用するに当たって、提供者及び利用者が遵守すべき利用規約を明確に定めること…etc.

ウ サービスの質の誤解を減じる措置

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (事前面接等)

子供の安全の確保が求められるサービスについては、保護者が提供者の信用性を確認できる機会を設けること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (事前の問合せ等)

サービス提供の実施に先立って、提供者と利用者が相互に連絡、問合せ等サービス内容の確認を行うことができる機能を提供すること。

☑ (提供者が個人であることの表示)

提供者が個人である場合は、利用者がその旨を明確に認識できるよう表示すること

☑ (サービス内容の誤認等防止)

必要な情報について入力を必須とする措置や、誤解が生じやすい事項に関しては「FAQ」としてまとめる等サービス内容の誤認等を防止するための措置を講ずること。

☑(虚偽情報・規約違反情報の削除)

マッチングプラットフォーム上に掲載された虚偽の情報や利用規約に反する内容を適切に削除すること。

工 事後評価

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (サービス実施結果の確認)

子どもの安全の確保が求められるサービスについては、サービス終了後に、提供者から保護者に対して実施結果を報告すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (評価の仕組み)

評価の仕組みを設けること。

☑ (評価の仕組みの利用促進)

レーティングによる分かりやすい表示や評価の記入を必須とするなど、評価の仕組みの利用を促進すること。

☑ (評価の仕組みの適正性確保)

低い評価を受けた者が、別人と誤認させる目的で複数アカウント 登録することを禁止するなど、評価の仕組みの適正性を阻害する 者を適切に排除するよう努めること。

オ トラブル防止及び相談窓口

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (事故への備え)

提供者に対し、賠償責任保険等の措置を備えるよう求める、 シェア事業者において賠償責任保険等の措置を備えるなど、万 が一の事故に備えること。

☑ (提供者の本人確認)

利用者が事前に依頼した提供者本人であることを確認するよう、利用者に注意喚起すること。

☑(緊急事態等への対処方法)※子どもの安全

事故等が発生した場合の対処方法を提供者及び保護者間で明確にするよう促すこと

☑(サービス実施状況の確認)※子どもの安全

保護者の求めに応じて、提供者が保護者に対してサービスの実 施状況等を連絡すること 【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (許可等を提用を提供するでは、 ・ 本書を提供するでは、 ・ 本書を提出するでは、 ・ 本語をは、 ・ たきと、 ・ たまと、 ・

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (相談窓口の設置)

提供者、利用者又は第三者から、電話や電子メール等による問合せ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置すること等

☑ (トラブル解決のサポート)

当事者間でのトラブル解決を基本としつつ、トラブルの解決に努めること。

カ情報セキュリティ

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (情報の取扱いに係る規律の整備)

提供者・利用者に係る情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備すること。

☑ (組織体制の整備)

提供者・利用者に係る情報を取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分すること。

☑ (情報の取扱い等)

あらかじめ整備された取扱方法に従って、提供者・利用者に係る情報が 取り扱われていることを責任者が確認すること。

☑(漏えい等事案に対応する体制の整備)

漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認すること。

☑ (従業員の教育)

提供者・利用者に係る情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行うとともに、情報についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むこと。

· · · etc.

モデルガイドラインから上乗せで 設定したハードル等

①納稅促進

一定の売り上げを超える提供者に対しては一斉送信等で確定申告を促すことの誓約を上乗せ基準として盛り込んだ。

②売上金分別管理の指導

認証対象サービスを運営する企業の財務基盤については、判断が困難なため、審査しないこととした。ただし、ホスト(提供者)の売上金の分別管理は要求し、決済代行会社などを利用してプラットフォーマーの倒産リスクをホストに負担させないように注意喚起を行っている。

③ 計内規程の扱い

申請内容を「社内ルール」に準じた定めとして適用・改善していただける旨の宣言を以って、申請書を次回審査まで適合が維持される旨の根拠とした。

スケジュール

2017年3月1日 第1回委員会

6月1日 ローンチ・申請受付

7月25日 第1号グループに認証マーク付与(6社6サービス)

11月9日 第2号グループに認証マーク付与(9社9サービス)

2018年3月9日 第3号グループに認証マーク付与(3社3サービス)

8月27日 第4号グループに認証マーク付与(2社2サービス)

ISO対応状況

2017年3月 IWAカンファレンス@カナダ

- **5月~** 経済産業省国際標準課・日本規格協会(JSA)と連携開始。
- **9月** IWA27"Guiding principles and framework for the sharing economy"発行
- **2018年2月** BSI (英国規格協会) と連携してモデルガイドラインの 規格化 (PAS) に向けて活動開始
- 5月 太平洋地域標準会議(PASC)(@岡山)にて登壇・発表
- 6月 北東アジア標準化協力会議(NEASF@杭州)にて登壇・発表
- **7月~10月** Steering Group meeting (@英国) にて議論
- 8月 ISO TC設置提案
- ⇒ 2018年度中にPAS完成目標、2019年度ISO化目標

認証制度の今後の展望



PDCAサイクルの高速回転(制度+各プラットフォーマー)による業界全体の底上げ



利用者側・提供者側のモデルガイドラインの策定に向けた動き



国際標準化に向けた動き

国際的な議論の流れ



海外ではサプライヤーであるCの急激な増加による社会的な弊害(Ex.中国のシェアサイクル等)が出てきている。



認証ルールを設けて自主的に律する日本型の ルールメイクの在り方が注目を浴び始めている。



現在国際標準化に興味を持っているのは、英国、オランダ、中国、韓国、台湾、カナダ、シンガポール、オーストラリアなど

プラットフォーマーの意識



シェアリングエコノミ—業界をはじめ、いわゆる プラットフォーマーがビジネスの中心となってい る。



プラットフォームビジネスは、いかに利用者に とって便利な「場」を作れるかが勝負。



つまり、利用者(消費者)ファーストで、常に利用者の動態・感度・満足度を見ていないとビジネスがそもそも成立せず、消費者からの評判が落ちれば事業が衰退することになる。

認証制度を運用してみて



プラットフォーム自身が数百人規模の運営会社であればリソースも割いて消費者保護やセキュリティ保護のための施策を打てる。



他方、スタートアップはリソースにも限界がある。



そこで、業界団体に属しながら、他社のヒヤリ ハット事例なども参照しつつ、業界全体の底上 げを図り、連携してステップアップしていくことが 非常に重要。

認証制度を運用してみて



シェアリングエコノミー認証制度はプラットフォーマーのあるべき姿を示すものだが、認知度の低さが課題。



プラットフォーマーだけではなく、市場に参加しているユーザー(提供者・利用者)側の意識改革・啓蒙活動が必要。



新しいルールメイキングの手段の一つとして、今後変化の激しいビジネス分野では共同規制モデルは主流になっていくのではないか。

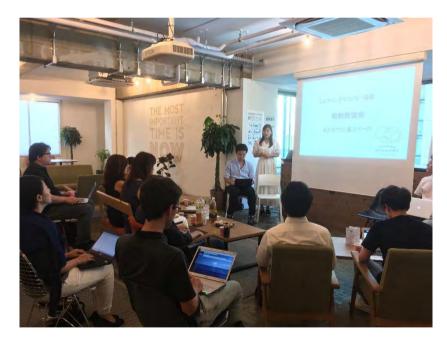
協会の自主的取り組み

税制分科会の定期開催



プラットフォーマー主要各社で分科会を設置

プラットフォーム企業 向け相談会の実施



プラットフォーマーに向けた相談会を実施

協会の自主的取り組み

シェアワーカー向け確定申告セミナーを国税庁協力のもと開催

ユーザーに向けた確定申告の お知らせの雛形を配信



イベントは 終了 です

〜シェアと税制度の未来を考える**2018**〜はじめて確定申告入門講座 セミナー

主催:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

後援:国税庁

企画協力:(株)マネーフォワード

確定申告普及推進パートナー(サービス名):スペースマーケット・

クラウドワークス・TABICA・Anytimes・Coconala・Tadaku・LiveDeli・

ランサーズ



2017年12月25日

シェアリングエコノミー協会

会員限定メルマガ

12月号

シェアリングコ 間メールマガ3 メルマガ本文側





■シェア事業者向け お知らせ 確定申告のシーズンが始まります。ホストユーザーを持つシェ ア事業者様は、ユーザーへの告知のご協力をお願い致します。

#3. お知らせ

【国税庁からのみなさまへのメッセージ】

平成29年分確定申告の時期(H30.2.16~3.15)~3.15が近づいて参りましたが、シェアリングエコノミーやクラウドソーシングにより発生した所得がある場合、その所得が副収入であっても、原則として確定申告・納税が必要です。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成 コーナー」(注1)で作成することができます。作成した申告書 は、e-Tax (見子申号) つぶばしていただきますと便利です が、印刷して最寄りの税給者へ無送又は税務者の際口に提出す ることもできます。

確定申告の要否や手額については、国税庁ホームページにある「確定申告特集」(注2)をご確認いただくか、最寄りの税務 軍にお募ねください。

なお、e-Taxを利用する際には、マイナンバーカードが必要 になります。取得方法や手線については、「マイナンバーカー ド始合サイト」(注3)をご覧いただくか、住民順のある市区町 村窓口へお問い合わせください。

注1:https://www.keisen.nta.go.jp/ 注2:http://www.nta.go.jp/tetsusuki/shinkoku/shotoku skushu/

みなさまには 短頭内の道正な由告・勧助をお聞いいたしま

現状認識と要望

協会は、シェアエコ課税問題を重要課題と位置づけており、必要な対処を行う用意がある



- 1. シェアリングサービス利用者の確定申告制度の認知の向上と普及に向けて
 - サービス提供者個人に対する納税申告の啓発
 - 社会的にユーザーの申告納税に対する認知は必ずしも高くない 政府・民間が協働で納税への啓発を強化する必要がある
 - 確定申告手続の利便性の向上
 - ICTを活用した納税の利便性の向上
- 2. 制度検討について
 - プラットフォーム事業者によるユーザー情報等の情報提供制度については慎重な検討が必要
 - PFが持つユーザーの情報は企業ごとに差
 - 創業5年以内の事業者が多く、対応負荷が大きい企業も存在
 - 海外とのイコールフィッティングを図り健全な競争環境の整備が必要31





シェアリングシティ

- 自治体と連携した持続可能な地域社会 -

地方自治体は、少子高齢化でさまざまな課題を抱えている。 公共サービスに依存していては、予算的にも人員的にも破綻する。 シェアリングエコノミーの利活用はその解決策になり得る。

- 赤字運営の公共施設
- 高費用負担の就業支援、福祉サービス
- 採算度外視の観光促進
- 限られた地方予算と中央依存

補助金より小さな自治体へ

シェアリングエコノミーで 公助から共助社会へ

シェアリングシティ

シェアリングエコノミーを街全体のインフラとして積極的に活用する 持続可能な地域経済システム

シェア×スキル



クラウドソーシングなどの 在宅ワーク

個人間による子ども預かり・家事 の手伝い

個人の観光ガイド・ 地元体験の提供

保育園や介護施設の備えたシェ アハウスの運営 シェアサービス活 用による 就業機会の創出 代替公共交通 手段を シェアで解決



シェア×移動

自家用車での有償運送

民間主導型 福祉シェア施設



財政負担の高い 公共サービスを シェアに転換 シェア自転車/自動車の設置

行政福祉サービスを シェア事業者に運営委託

シェア×空間



遊休公共施設の民間活用

公共スペースや空 き家等遊休施設の 個人活用 シェアによる 資金調達支援

シェア×お金



クラウドファンディング活用の税 金控除や活用支援

自宅での飲食店経営



シェア・ニッポン100 ~未来へつなぐ地域の活力~

シェアリングエコノミー活用事例集(平成29年度版)

平成30年3月20日 内閣官房シェアリングエコノミー促進室



北海道天塩町・中頓別町:コストシェア型ライドシェア













佐賀県多久市: クラウドソーシングで雇用機会創出



多久市の取り組み (平成28年度)

地方創生加速化交付金を受け「ローカルシェアリング事業」を展開

1.クラウドソーシング・ワーカー育成 (研修)

2期募集 (24回の研修・託児付き)







2.シェアリングエコノミー・セミナーの開催 (4回)

























3.クラウドソーシング体験会 (3回実施)

企業向けにクラウドワークスを使ったチラシ作成体験

4 シェアリングシティ宣言(平成28年11月24日)





災害時にシェアによるCtoCの助け合い

熊本地震や西日本豪雨など、シェアリングエコノミー各社は、緊急時のライフラインの一部を担い、被災者支援に貢献しています。 被災時対策として国や自治体による「公助」だけではなく、シェアリングエコノミーのより一層の推進による「共助」の仕組み提供。 自治体・政府との連携が弱く、今後連携の強化を期待。



15自治体をシェアリングシティとして認定



※2017年11月8日シェアリングシティ認定授与式記者会見 写真: 小林史明総務省大臣政務官・協会代表理事重松大 輔・総務省小倉政信大臣政務官・認定自治体首長



倉 奄美市



👸 大津市



(加賀市



釜石市





⋒ 鯖江市



🐼 島原市



3 多久市





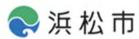
🏵 天塩町



🛟 南砺市



📀 日南市





湯沢市



横瀬町

渋谷区・大津市と連携協定締結



渋谷区 長谷部区長(中央)と協会代表理事のスペースマーケット重松代表(左)、同ガイアックスの上田代表=渋谷区役所



大津市 越直美市長(中央)と協会理事の アズママ甲田代表(左)、同幹事のタスカジ 和田代表=大津市役所

- (1)シェアリングエコノミーを活用した地域社会的課題の解決に関する共同研究
- (2)シェアリングエコノミーサービスの普及・促進
- (3)人材開発や研修プログラムにおける人的交流の検討などの支援

